

1. 件名：東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請に係る面談
2. 日時：令和2年7月14日(火)13時30分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※TV会議にて実施
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野企画調査官、田中主任安全審査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、  
加藤原子力規制専門員、佐々木技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

事業計画統括部 次長

再処理廃止措置技術開発センター 副センター長 他12名

#### 5. 要旨

○原子力機構から、資料に基づき東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請への対応状況について説明があった。

○原子力規制庁より、以下の通りコメントを伝えた。

(資料1について)

- ・これまでの面談で伝えてきたとおり、本件の対応方針としては、TVFの受入槽及び回収液槽については、今後20年程度の供用期間を考慮すると、廃止措置計画用設計地震動に対し弾性範囲で収めるべきであり、HAW貯槽の考え方同様、材料規格に基づく許容応力以下となる液量である5.5m<sup>3</sup>を上限值として運用すべき。
- ・送液誤差等の要因により5.5m<sup>3</sup>を超えることが避けがたい事情があるのであれば、例えば、運転段階の保安規定において許容待機除外時間を設定する運用などを参考に検討すること。

(資料2について)

- ・事故対処の有効性評価について、訓練の実施時期を含めた今後の対応スケジュールを示すこと。

(資料3について)

- ・これまでの面談のコメントの繰り返しになるが、現状の説明内容では、審査基準等に沿って検討した内容になっているか確認できず、対策の妥当性を確認できる申請内容には至っていない。7月に廃止措置計画変更認可を申請するとしている内容において記載する範囲を示した上で、今後実施すべき検討事項について明確にすることとともに、申請実施時期を含めた今後の対応スケジュールを示すこと。資料4及び資料5についても同様。

(資料4について)

- ・ 溢水源、防護対象設備、ドレン等の位置関係について図を用いて説明すること。

(資料5について)

- ・ 基本的考え方において、現状を説明している事項と今後対策を検討する事項が混在していることから、二者は明確に区別して記載すること。

○原子力機構より、承知した旨返答があった。

## 6. 配付資料

資料1 : TVF 受入槽等の液量管理について (7/16 会合資料 1-1)

資料2 : HAW 及び TVF における事故対処の方法、設備及びその有効性評価について (7/16 会合資料 2-5)

資料3 : 再処理施設の火災に対する防護について (7/16 会合資料 2-7)

資料4 : 再処理施設の溢水に対する防護について (7/16 会合資料 2-8)

資料5 : 再処理施設の制御室の安全対策について (7/16 会合資料 2-9)

資料6 : 第二付属排気筒排気ダクト接続架台の地震応答計算書 (7/16 会合資料 2-1 修正案)

資料7 : 廃止措置計画の変更認可申請 (7 月申請予定) 案件について (7/16 会合資料 2)